



梅ヶ枝中央法律事務所  
わだち 第52号  
2026年 新年号

- 
- ▶ 巻頭言 大森 剛 2
  - ▶ きずな育英基金 山田 康男 3
  - ▶ 万博報告 犬飼 一博 4
  - ▶ 特集「相続にまつわる法改正総ざらい」  
配偶者居住権について 甲斐 一真 6  
遺留分制度の改正（現物返還から金銭返還へ） 森 瑛史 8  
特別の寄与の制度 氏家真紀子 9  
相続登記義務化 森田 啓正 10  
遺言書の要件の緩和と遺言書の保管制度について 松尾 友寛 11  
預貯金債権の払戻し～遺言がないケース～ 上杉 将文 12  
特別受益・寄与分を主張できる期間 柴田 大樹 13
  - ▶ 改正法コーナー 松嶋 依子 14
  - ▶ 独禁コーナー 越知 覚子 16
  - ▶ 知財コーナー 戀田 剛 18
  - ▶ 税理士に聞く（日本経営） 東 圭一 20
  - ▶ 隣接士業紹介（社会保険労務士法人AGE） 八上 直樹 21
  - ▶ 判例紹介 森田愛鈴奈 22
  - ▶ 健康一口メモ 小杉 圭右 24

## 謹賀新年

弁護士 大森 剛



新しい年が明けましたが、我が国においては、主食であるコメをはじめとして物価高が続いているほか、日銀の金融緩和措置が終焉を迎える、金利上昇により住宅ローンの返済額も増加し、国民生活を直撃しています。

有効な経済政策を打てなかった石破内閣の支持率は低迷し、昨年7月に行われた参議院選挙では自民党が大敗し、公明党を合わせても衆参両院で過半数割れという事態となりました。この選挙敗北の責任をとるかたちで石破首相が辞意を表明し、総裁選挙が行われ、高市早苗氏が小泉進次郎氏を決選投票で破り総裁に就任しました。高市氏の掲げる強硬保守的な政策に賛同できないとして公明党が連立を離脱しましたが、絶余曲折を経て日本維新の会との間で閣外連立合意がなされました。こうして我が国の憲政史上初の女性の内閣総理大臣が誕生することとなりました。高市新総理に対しては、政策として掲げる「責任ある積極財政」による物価高対策に期待する若年層や保守層には人気はあるものの、中国に対する強硬な姿勢や、外国人政策の厳格化を唱えるほか、外国人旅行者を揶揄する発言をしたなどとして、日本が排外主義に陥ることの懸念を持つ人たちもいるようです。

海外に目を転じてみると、アメリカのトランプ大統領は、各国に対して上乗せ関税を課しました。消費税が導入されている国に対しては輸出者が消費税の輸出還付金を受ける国に対して、この輸出還付金はその国の輸出者に有利で非関税障壁であるとして、関税を上乗せするとし、日本に対しても関税の上乗せが行われました。このトランプ関税の背景には、アメリカの国内の産業を保護して国内労働者の雇用安定を図るという自国重視主義が透けて見えています。

長年にわたるユダヤ人とアラブ人の民族紛争の渦中にいるガザ地区においてはアメリカのトランプ大統領の仲介により停戦合意に向けた協議が行われ、その第1段階として、イスラエル人の人質やパレスチナの収監者がそれぞれ解放されました。しかし恒久的な和平に向けてのステップには課題が残っているとされ、まだまだ予断は許さない状況です。

プーチン大統領が掲げる大ロシア主義という帝国主義的なナショナリズムに基づくロシアのウクライナ侵攻では、依然として激しい戦闘がつづいており、停戦に至る気配が全く見えない状況です。

このように世界では「自国ファースト主義」がトレンドとなっているように見受けられます。

確かに主権国家として、まずは自国のことを考えることは正当なことだとは思いますが、そうだからといって、自国のことばかりを優先し、他国のことは全く顧みないという姿勢には賛同できません。

我が国の憲法の前文では、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」という国際協調主義がうたわれており、各国が自国のことばかり考えているように見えるこの時代において、今一度この憲法の精神をかみしめる必要があるように思います。

大阪万博が昨年10月13日に閉幕しました。開幕までは、赤字確定なので中止すべきなどの声もありましたが、なんとか黒字で、一応成功裡に終えることができたようです。この万博の開催目的は「国際交流と技術・文化の共有を通じて、人類共通の課題解決と社会の発展を目指すこと」でしたが、まさに技術・文化面の国際協調を目指すものであり、この目的が達成されたのであれば、非常に喜ばしいことだと思います。

また、アメリカの大リーグでは大谷選手が所属するドジャースがナショナルリーグで優勝しましたが、大谷選手は、優勝を決めた試合において先発し、7回途中まで10奪三振無失点の好投を見せたのみならず、3本もの本塁打を放つなど、人間離れした活躍を見せました。これについて、日本のみならず、アメリカ含め全世界のメディアは大絶賛しています。国籍や人種にかかわらず、プレーだけでその人をほめたたえることができるというのも、国際協調主義の精神に通じるものがあると思われます。

高市新内閣も含め、世界中の国々が、自国も国際社会の一員であることを自覚し、他国も尊重して理性的に行動するという、国際協調の精神に乗っ取った政治が行われることを強く希望したいと思います。

当事務所も他者を利することは自己を利することにつながるという「自利利他」「情けは人のためならず」の精神を持ち続けていきたいと考えています。

## 弱者を生まない社会をめざして

代表理事 山田 康男



本基金は、2013年10月に法人として設立して以来13年目を迎え、これまでに225名の大学生たちを送り出し、今期も73名の中高生を支援しており着実な歩みを続けています。すでに社会人となった卒業生のなかから選考委員をお願いするなど、徐々に持続性のある運営に近づきつつあります。

設立当初から、学校での学び以外に、人間性を陶冶するための体験学習の重要性を感じ、毎年2回、中高生、大学生、保護者を対象に交流会を開催し、多彩で多様な分野の専門家・著名人などに講演を依頼して、学校では学べない学習の機会を提供してきました。過去には、交流会でフォトジャーナリストの安田菜津紀さんの話を聞いて啓発を受け、「国境なき子どもたち第35回友情のレポーター」に応募し、審査に合格して、カンボジアに体験留学した浅島奈央さんもいます。彼女の体験記を読んで改めて子どもたちの行動力や感性に強い感動を覚えました。

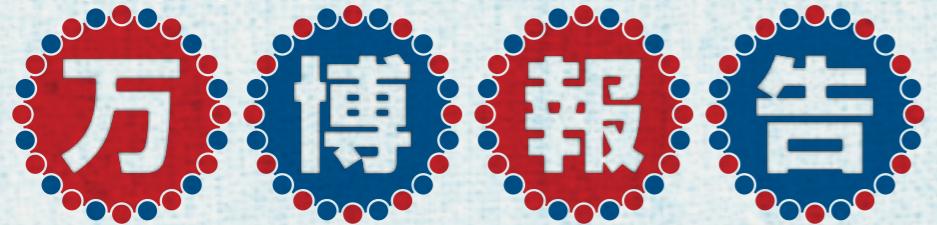
令和7年8月8日の交流会では、90名近くの中高生・大学生が参加して慶應義塾大学の井手栄策教授に、「僕が学者になったわけ 学者のくせに怒るわけ」と題して1時間にわたり熱弁を奮っていただき、たいへん感動的なお話を聞く機会となりました。井手先生は世界的な経済学者で、財政学が専門です。鹿児島ラ・サール高校を卒業し東大に進学したのち学者の道を歩まれましたが、幼児期の極貧生活の体験から、社会の理不尽・不条理を許さないとして「ベーシックサービス」を提唱し、持論の実現のために政治家を目指された、行動する経済学者です。



慶應義塾大学 井手栄策教授



交流会の様子



## 大阪・関西万博に 思いをはせて

弁護士 犬飼 一博



### 1 大阪・関西万博の開催

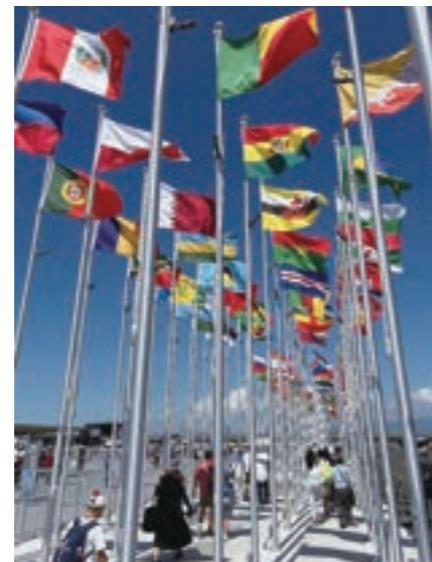
2025年4月13日から同年10月13日までの184日間にわたり、大阪夢洲にて、大阪・関西万博が開催されました。日本での開催は、2005年に開催された愛・地球博に続き、20年ぶりの開催となり、大阪では、1970年の大阪万博から55年ぶりの開催となります。

万博は、国際博覧会条約に基づく「国際博覧会」のことを指しますが、当該条約において、「博覧会」とは「名称のいかんを問わず、公衆の教育を主たる目的とする催しであって、文明の必要とするものに応ずるために人間が利用することのできる手段又は人間の活動の一若しくは二以上の部門において達成された進歩若しくはそれらの部門における将来の展望を示すもの」と定義されます。

過去に開催された万博も、その時代における最新技術等が紹介されており、万博はまさに「時代を映す鏡」として進化・発展してきたものといえます。

今回開催された大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、人間一人ひとりが自らの幸せや生き方を見つめ直し、それぞれの可能性を最大限發揮できる持続可能な社会を世界とともに

に創ることを目指して開催されました。既に万博は閉幕していますが、今回、実際に私が万博に行って体験し、感じたこと等をお話させていただきます。



### 2 未来を感じさせる展示の数々

まず、今回の万博におけるシンボルといえば、ギネス世界記録に認定された世界最大級の木造建築物である大屋根リングかと思います。コロナ禍や紛争で分断が進む時代に世界を一つにつなぎ合わせる、「多様でありながら、ひとつ」という理念が込められていました。会場に入った瞬間から目に飛び込んでくる大屋根リングは、まさに壯観な光景でした。



「日本館」では、本来捨てられるべき生ゴミを、日本館に併設されたバイオガスプラントで水やエネルギーに生まれ変わらせ、一つの循環を創出するさまを見ることができました。実際にパビリオン内では、藻類を混ぜ込んだバイオプラスチックをもとに3Dプリンターでスツールを制作しており、実際にこのスツールに座ることができるのですが、使用が終わった際の分解のことまでも考えられたもので、循環型社会をまさに体現するパビリオンであったと言えます。



「飯田グループ×大阪公立大学共同出展館」では、AIを活用した住宅管理システムや、セキュリティ・ヘルスケア機能を統合したウェルネスマートハウスのモデルハウスが展示されていました。モデルハウスの入り口には、チェックアップゲートが設置され、そこで全身をスキャンし、心拍数、体温、体組成、ふらつき等を計測し、目線や顔の表情から精神状態を推定、舌を出して腸内環境を推定するという、非常に近未来的な体験ができました。その結果に基づき、未来のスマートハウスでは、AIの解析による健康アドバイスや、健康状態に適した料理メニューの考案などを行ってくれます。自宅にいながら自分の健康管理等が手軽にできるようになれば、より健康に長生きできる社会が実現されるのではないかと感じました。

さらに、今回の万博の目玉の一つは、「大阪ヘルスケアパビリオン」や「PASONA NATUREVERSE」で展示されていたiPS細胞から作られた自ら動く実物の心筋シートやiPS心臓だったと思います。実際に培養液中で拍動する様子は、感動と驚きを覚え、未来の医療への希望を感じさせてもらえるものとなりました。

### 3 異国文化に触れて

万博のもう一つの楽しみは、海外の文化に触れたり、普段見ることができない海外の個性溢れる展示を見る点にあります。

「ヨルダンパビリオン」では、ハリウッド映画などのロケ地にもなった世界遺産であるワディ・ラムの砂漠の砂が敷き詰められ、日本にいながら赤い砂を裸足で踏みしめることができたのは、万博ならではの体験だったと思います。

また、ニュースなどでも報じられていたとおり、日によっては6時間待ちともされた「イタリアパビリオ

ン」では、古代ローマ時代の彫刻である「ファルネーゼのアトラス」やカラヴァッジョの名作である「キリストの埋葬」、レオナルド・ダ・ヴィンチの手稿「アトランティックコード」などが展示されていました。イタリアパビリオンの政府代表は、「(2015年の)イタリア・ミラノ万博では、日本がとても美しいパビリオンを建ててくれた。その恩返しもある。」と述べ、素晴らしい貴重な美術品の数々を日本に運び、私たち日本人を驚かせてくれました。同代表は、「AIやデジタル技術の発展は重要だが、リアルなものにも力を注ぐべきだ。」とも話し、未来技術のみではない、古くからの手仕事の美しさを伝える展示内容でもありました。

なお、海外とは関係ありませんが、同じ視点では、「夜の地球 Earth at Night」にて、輪島塗の伝統的な漆芸技術を高度に凝縮した、とても美しい直径1メートルにも及ぶ大きな漆黒の地球儀を見る事ができました。この地球儀は、2024年の能登半島地震で奇跡的に無傷だった「復興シンボルの一つ」であり、館内では能登の復興に向けた歩みを伝える動画やパネルも展示されていました。

人類が、こういった古くから守られてきた美術品や伝統工芸技術を、戦争や自然災害に負ることなく守り抜き、これからの中継に継承し持続可能な社会を築いていくことは、革新的な未来技術とはまた別の側面からの「未来社会のデザイン」といえるのではないでしょうか。

加えて、普段食べることのできない海外グルメを食することも、万博ならではの楽しみの一つです。

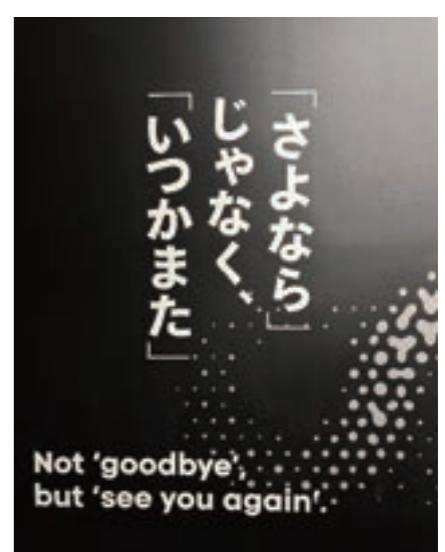
マルタ共和国の伝統的なパンであり、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている「フティーラ」、世界で最も美味しい料理ランキング1位に選ばれたこともあるコロンビアの「レチョナ」や、サウジアラビアの「ラクダミルク」は恐る恐る飲んで

みると意外にクセがなく、アーモンドミルクのような軽やかな味わいで、どれも普段味わうことのできない味でした。なお、私はビールが好きなので、各国のビールを楽しみながら万博を堪能しました。私が一番おいしいと感じたのはチェコパビリオンで提供されていたビールですが、チェコでは、三種類の注ぎ方でビールを楽しむことができ、それぞれ泡の量が異なります。私のおすすめは、ほぼ9割泡しかないミルコという注ぎ方です。普段のビールの味わいとは全く違う甘く濃厚な味わいとなり、癖になる美味しさでした。

### 4 「さよなら」じゃなく、 「いつかまた」

今後、2027年にセルビアで「ベオグラード国際博覧会」が、2030年にサウジアラビアで大阪・関西万博に続く登録博である「リヤド万博」の開催が決まっています。今回に限らず、各国で開催された過去の万博には、トラブルや問題もありましたが、それら過去の失敗を糧とし、同じ轍を踏まないよう、今後も試行錯誤を重ねて開催していくと思います。

万博という、たくさんの人が関わって作る世界規模の催しを、私もまた世界のどこかで体験したいものです。



# 特集

## 「相続にまつわる法改正総ざらい」

### 配偶者居住権について



弁護士 甲斐 一真

#### 1 はじめに

平成30年の民法改正により、相続法において配偶者居住権の制度が導入され、令和2年4月1日以降に生じた相続について、同制度が適用されています。本稿では、配偶者居住権について、簡単にご説明します（以下、引用する条文は全て民法です。）。

#### 2 配偶者居住権が利用される場面

配偶者居住権の説明を始めるにあたり、まず、以下のような事例を想定します。

（想定事例）

- ・相続人が、被相続人の配偶者と被相続人の姉の2名
- ・遺産が、自宅建物（評価額3000万円）と預貯金1000万円のみ
- ・被相続人の生前、配偶者は、自宅建物に被相続人と同居

上記の事例において、配偶者が、相続開始前と同じように自宅建物に住み続ける方法としては、遺産分割において、配偶者が自宅建物を取得することが考えられます。

配偶者が上記の意向を示したことに対して、被相続人の姉が、配偶者において自宅建物を取得することには異論はないものの、自身の法定相続分の範囲では遺産を取得したいとの意向を示した場合、どうなるでしょうか。

相続人が、配偶者と被相続人の姉である場合、両者の法定相続分は、3/4と1/4となりますので、配偶者が自宅建物（3000万円）を取得する場合、被相続人の姉は預貯金1000万円を取得することで法定相続分の遺産を取得できることとなります。

しかし、この場合、配偶者は自宅建物を取得できのみで、預貯金は一切取得できることになりますので、今後の生活に不安を残す可能性があります。

このような場合に、配偶者が、自宅建物を取得するのではなく、配偶者居住権を取得すれば、後で説明しますように、配偶者居住権は自宅建物よりも低い金額で評価されるため、結果的に、配偶者においても、いくらかの預貯金を取得することができるようになります。

では、具体的に説明していきます。

#### 3 配偶者居住権について

##### （1）前提条件

配偶者居住権とは、被相続人の配偶者が相続開始時（被相続人の死亡時等）に遺産たる被相続人名義の建物に居住していた場合に、一定の条件下で、その建物を無償で使用収益することを認める権利をいいます（1028条1項）。

配偶者居住権を取得するための前提条件として、相続人が被相続人の「配偶者」であること、対象となる建物が被相続人名義又は配偶者との共有名義であること、配偶者が相続開始時にその建物に居住していたことが必要になります。

上記のとおり、「配偶者」であることが必要なため、内縁の者には配偶者居住権は認められません。

また、建物の所有名義については、被相続人の単独名義である場合のほか、被相続人と配偶者との共有名義である場合も配偶者居住権は認められます。一方で、被相続人と配偶者以外の者との共有名義になっている場合は、配偶者居住権が認められません（1028条1項但書）。そのため、例えば、被相続人が生前に建物の共有持分の一部を子に贈与したような場合には、配偶者居住権の対象となりませんので注意が必要です。

さらに、ここでいう「居住」とは、配偶者がその建物を生活の本拠としていたことを意味すると解されています。

##### （2）配偶者居住権の取得の方法

上記の前提条件を満たす場合、配偶者は、①遺産分割協議又は遺産分割審判において配偶者における配偶者居住権の取得が合意されたとき（1028条1項1号、1029条1号）、②被相続人により配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき（民1028条1項2号）、③遺産分割審判において配偶者が配偶者居住権の取得を希望し、これを裁判所が認めたとき（1029条2号）のいずれかにより配偶者居住権を取得することができます。

上記のうち②については、被相続人が遺言において、配偶者に配偶者居住権を「遺贈する」と定めが必要になります。なお、法文上、「遺贈」であることが必要とされていますので、遺言書に「配偶者居住権を相続させる」と書くだけでは、形式的にはこの要件を満たさないことに注意が必要です（但し、仮に「相続させる」と記載した場合であっても、遺言の解釈上、「遺贈させる」趣旨であると認定される可能性も十分にあろうかと思われます。）。

また、上記のうち③について、裁判所は、「居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要がある」ときに限って、配偶者居住権の取得を認めると定められています（1029条2号）ので、無条件で配偶者居住権が認められるものではないことに注意が必要です。

##### （3）配偶者居住権の存続期間

配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間となります（1030条）。但し、上記①乃至③において、終期の定めがなされた場合には、当該定めによることとなります。

##### （4）配偶者居住権の登記

配偶者居住権が認められる場合、対象となる建物を取得した相続人は、配偶者に対して、配偶者居住権の登記を備えさせる義務を負います（1031条1項）。

なお、配偶者居住権の登記を備えない状態で、建物を取得した相続人が第三者に当該建物を譲渡し、当該所有権移転登記が完了した場合、配偶者は新たな所有者に対して配偶者居住権を主張することができません（1031条2項、605条）、配偶者居住権を取得した場合、速やかにその旨の登記を行う必要があります。

##### （5）配偶者居住権を取得した配偶者の義務等

配偶者居住権を取得した配偶者は、その建物の使用収益にあたり善管注意義務を負います（1032条1項）。

また、配偶者は、公租公課や経年劣化に伴う修繕に要する費用等の「通常の必要費」を負担する必要があります（1034条1項、なお増改築に至らない使用収益に必要な修繕であれば、承諾なしに行うことができます（1033条1項）。

加えて、配偶者は、配偶者居住権を第三者に譲渡できず（1032条2項）、また、その建物の所有者の承諾なしには、増改築と第三者にその建物を使用収益させることはできません（同条3項）。

仮に、配偶者が、善管注意義務に違反した場合、

又は、承諾なしに増改築や第三者に使用収益をさせた場合であって、かつ、その建物の所有者からの是正の催告にもかかわらず配偶者がこれを是正しない場合、当該所有者は、配偶者に対する意思表示により配偶者居住権を消滅させることができます（1032条4項）ので、注意が必要です。

#### （6）配偶者居住権の評価方法

遺産分割においては、配偶者居住権の評価を行う必要があります。この評価の方法として、以下の方法が示されています（東京家庭裁判所家事第一部編著『東京家庭裁判所家事第一部（遺産分割部）における相続法改正を踏まえた新たな実務運用』（家庭と法の裁判号外））。

[土地建物全体の価格] - [配偶者居住権付建物の価格] - [配偶者居住権付土地の価格]

また、上記の配偶者居住権付建物及び同土地の価格の評価方法としては、以下の方法が示されています。

##### ・配偶者居住権付建物

= [建物の固定資産税評価額] × (([法定耐用年数] - ([建物の経過年数] + [配偶者居住権の存続年数])) ÷ ([法定耐用年数] - [経過年数])) × [ライピニツツ係数]

##### ・配偶者居住権付土地

= [土地の固定資産税評価額又は時価] × [ライピニツツ係数]

上記の計算の結果、配偶者居住権の評価額は、建物自体の評価額よりも小さくなるため、配偶者が、配偶者居住権を取得する場合は、建物の所有権を取得する場合に比較して、配偶者の取得する具体的な相続分が小さくなり、結果として、預貯金等のその他の遺産を取得できる余地が広がることになります。

#### 4 最後に

以上のとおり、配偶者居住権の制度が導入されたことにより、被相続人の配偶者においては、従前から居住していた建物に住み続けた上で、さらにその他の遺産も取得することができる余地が広がりました。

また、生前の被相続人における遺言作成の場面においても、配偶者の居住の継続を実現する方法についてのバリエーションが増えることとなりました。

このように配偶者居住権の制度は、被相続人及びその配偶者にとって、有用な制度となりますので、同制度の利用をお考えの場合、是非一度弊所にご相談いただければと存じます。

## ● 遺留分制度の改正 (現物返還から金銭返還へ)



弁護士 森 瑛史

1 民法は、残された相続人の生活保障等のため、被相続人の意向にかかわらず、相続人に一定の相続財産に対する「取り分」を確保する制度を採用しています。この「取り分」のことを遺留分といいます(他方、相続財産のうち被相続人の自由にできる部分を自由分ともいいます)。この遺留分が認められているのは、被相続人の配偶者・直系卑属(子など)・直系尊属(親など)に限られます(兄弟姉妹には認められていません)。

2 従来の制度では、被相続人の遺言や生前贈与によって、相続人が遺留分を侵害された場合、当該相続人(遺留分権利者)は、受遺者や受贈者(遺留分侵害者)に対して遺留分減殺請求権行使し、侵害された部分を取り戻すことが認められていたのですが、当該請求権の効果は、具体的な財産に対する遺留分権利者の「取り分」を直接認めるというものでした。つまり、例えば、被相続人の遺言によって、相続財産である不動産や株式が第三者に遺贈されることにより、当該遺贈が遺留分権利者の遺留分を侵害する結果となった場合、遺留分権利者が遺留分減殺請求権行使すると、当該不動産や株式という現物に対して、遺留分侵害の割合に応じて遺贈の効力が減殺(失効)し、当該不動産や株式について、受遺者と遺留分権利者との間で共有関係が生じるという効果が発生するというものでした。

したがって、例えば、不動産であれば、受遺者の単独所有だったものが、遺留分減殺請求権の行使によって、受遺者と遺留分権利者の共有となる結果、受遺者も、また遺留分権利者も、単独で不動産の全部を自由に処分することができず、その処分等が引き続き問題として残り、また、株式であれば、受遺者と遺留分権利者の共有となって、株式の権利行使者を巡る争いや株価の問題が生じ、場合によっては、その発行会社の経営に重大な影響を及ぼすことにもなりかねないなど、紛争が長期化してしまうケース

が少なくありませんでした。

3 こういった問題を背景として、平成30年7月6日に民法の遺留分に関する規定が大きく改正され(以下、この改正を「平成30年改正」といいます)、令和元年7月1日以降に発生した相続に適用されています。この改正における大きなポイントは、遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権への制度変更がなされたという点です。

すなわち、平成30年改正により、遺留分減殺請求権は廃止され、遺留分権利者は、新設された遺留分侵害額請求権の行使によって、具体的な財産の権利を取り戻すのではなく、遺留分侵害者に対して遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができるという制度に変更されました。当該制度変更によって、上記で述べた相続財産の共有関係の発生や、これに伴う紛争の長期化という事態が避けられることになりました。

4 ただ、遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権に変わったとはいえ、権利行使の期間制限は変更されていないため、遺留分権利者は、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間、又は相続開始の時から10年を経過するまでに、遺留分侵害者に対する遺留分侵害額請求権の行使を必要とします(ただし、裁判上の請求である必要はなく、内容証明等による裁判外の通知によっても可能です)。

一方、遺留分侵害額請求を受けた遺留分侵害者は、遺留分権利者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の支払義務を負うことになるのですが、遺留分侵害者が遺贈又は贈与を受けた財産が、即時の換価に適さない場合などもありうることから、遺留分侵害者は、裁判所に対して、遺留分侵害額請求権の債務の履行の全部又は一部について、履行までに相当の期限の付与を求めることができるものとされ、一定のバランスがとられています。

## 特別の寄与の制度



弁護士 氏家真紀子

1 被相続人に対して療養看護等の貢献をした者が相続財産から分配を受けることを認める制度として寄与分の制度がありますが、寄与分は相続人にのみ認められており、相続人ではない者、例えば相続人の配偶者が被相続人の療養看護に努め、被相続人の財産の維持または増加に寄与しても、遺産分割手続において寄与分を主張したり、あるいは何らかの財産の分配を請求することなどができます、十分に報いることが困難であって、不公平であるとの指摘がなされました。

2 このような指摘を受け、2018年の民法改正で、特別の寄与の制度が新設され、2019年7月1日以降に開始した相続から適用されています。

特別の寄与の制度は、①被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより②被相続人の財産の維持または増加について③特別の寄与をした④相続人ではない被相続人の親族が、相続の開始後、相続人に対し、その寄与に応じた金銭(特別寄与料)の支払いを請求することができるとするものです(民法1050条)。

ここで、請求ができる親族は、六親等内の血族、三親等内の姻族であって、親族関係にあるか否かは、被相続人の相続開始時を基準として判断するとされています。このため、例えば義父の療養看護を行っていた長男の妻が、義父の死亡後に長男と離婚したとしても、その(元)妻は、義父の相続人に対し、特別寄与料の請求が可能です。

3 特別の寄与の制度は、遺産分割の手続外で、相続人に対する金銭請求を認めるもので、特別寄与料は、まずは当事者間の協議により決定されることになります。この協議が整わないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができます、家庭裁判所は、寄与の時期、方法や程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して額を定めることになります。

なお、特別寄与料の額は、被相続人が相続開始において有した財産の価額から、遺贈の価額を控除

した残額を超えることはできないとされており、すなわち、その総額は、相続人が相続財産から現に受ける利益の価額が上限となります。

また、相続人が複数いる場合には、特別寄与者は、必ず相続人の全員に対して支払いを請求しなければならないものではなく、相続人の一人や、数人に対する請求もできるとされています。ただし、相続人の一人に対して請求することができる金額は、特別寄与料の額に、当該相続人の相続分を乗じた額にとどまり、特定の相続人に対し、特別寄与料の全額を請求することはできません。このため、特別寄与料の全額の支払いを受けるためには、相続人全員を相手方として特別寄与料の請求をすることが必要となります。

4 特別の寄与の制度は、2019年7月1日以降に発生した相続に関して適用されていますが、公刊物に掲載されている裁判例はまだ多くありません。事例としては、被相続人の弟が、被相続人の療養看護によってその財産の維持増加に特別の寄与をしたとして、被相続人の長男と次男に特別寄与料の支払いを求めたところ、「月に数回程度入院先等を訪れて診察や入退院等に立ち会ったり、手続に必要な書類を作成したり、身元引受けをしたりといった程度にとどまり、専従的な療養看護等を行ったものではなく、これをもっても」特別寄与料を認めるのが相当なほどに顕著な貢献をしたとまではいえず、「特別の寄与」の存在を認めるることは困難などとして特別寄与料の請求を認めなかったものがある程度で、今後、どのような場面で特別寄与料の請求が認められるかは、さらに事例の集積を待つ必要があります。

5 なお、特別寄与料の請求については、期間制限がなされており、特別寄与者が家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる期間は、「特別寄与者が相続の開始及び相続人を知ったときから6カ月」以内で、かつ「相続開始から1年以内」という制限が設けられていますのでご注意ください。

## 相続登記義務化

弁護士 森田 啓正



### 1 はじめに

令和6年4月1日から相続登記の義務化がスタートしています。そもそも、「相続登記」とは、相続によって取得した不動産の登記上の名義人を相続した人に変更する手続のことです。今回の相続登記の義務化とは、相続によって不動産を取得した者に対し、その事実を知った日から一定期間内に登記申請を義務付けるものです。これにより、社会問題であった「所有者不明土地問題」の解消を目指すものと説明されています。

### 2 相続登記義務化の背景

これまで、不動産の所有者が亡くなっても、その相続人が、相続登記を行わないまま放置することがしばしばありました。このような場合、登記簿を確認しても最終的に誰がその不動産の所有者なのかを直ちに把握することが困難であり、仮に実際の所有者が判明しても連絡がつきにくい状況にありました。

このような「所有者不明土地」は日本の国土の約20%にも達するとも言われています。

この「所有者不明土地」によって、公共事業や災害復興が滞る、不動産取引が円滑に行えない、適切な管理がされない不動産が増加し、生活環境が悪化する等の社会経済上の大変な問題が生じていました。

そのため、今回の相続登記義務化は、上記問題点を解消し、土地の利用と管理を明確にしようとするものです。

### 3 相続登記義務化の内容

#### (1) 概要

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年内に相続登記の申請をしなければなりません。そして、申請期限は、登記名義人に相続の開始があったこと、及び、自らが所有権を取得したことのいずれもを「知った日から3年内」とされています。そのため、単に相続が発生した日から3年内ではありません。

なお、遺産分割によって不動産を取得した場合も、別途、遺産分割が成立した日から3年内に、遺産分割の内容に応じた登記の申請をしなければなりません。

#### (2) 過去の相続への適用

また、上記の相続登記義務化は、令和6年4月1日の施行日よりも前に発生した相続についても適用されます。過去の相続に関する申請期限は、原則として「施行日（令和6年4月1日）から3年間」です。

#### (3) 罰則

さらに、正当な理由がないにもかかわらず、義務期間内に登記の申請を怠った場合には10万円以下の過料が科される可能性がある点にも注意が必要です。

#### 4 負担軽減のための新制度（相続人申告登記制度）

今回、相続登記の申請に期限が設けられ、期限を超過すると罰則の対象になりますが、一方、相続登記の申請には戸籍謄本などの多くの書類を収集し、全ての相続人が協力して手続を進めなければなりません。このような負担を軽減し、まずは「誰が相続人であるか」を公示できるようにするために、新たに「相続人申告登記制度」が導入されました。

どのような制度かというと、法定相続人（または遺言による受遺者）が、自らが不動産の所有者の相続人である旨を法務局に申告して登記する制度です。この申告登記は単独で可能で、戸籍謄本も一部の提出で足りるなど、手続きが非常に簡略化されています。そして、申告をすれば相続登記の申請義務の履行とみなされ、罰則の適用を避けることができます。

ただし、この申告登記はあくまで「相続人が誰であるか」を示すものです。そのため、最終的な権利関係を示すものではありません。最終的な権利関係が確定して不動産を売却したり、抵当権を設定するような場合には、改めて3年内に相続登記を行う必要があります。

#### 5 おわりに

以上のとおり、相続登記義務化についてご説明いたしましたが、既に制度としてスタートしているものです。そのため、相続登記について気がかりなことがあれば、一度、戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書等の相続関係の資料を確認されることをお勧めいたします。

## 遺言書の要件の緩和と遺言書の保管制度について

弁護士 松尾 友寛



デメリットを回避できまし、相続発生後の家庭裁判所での「検認」（遺言書の偽造や変造を防止するための手続です。）が不要となります。

(2) もっとも、この制度を利用する場合でも、遺言書は、1で述べたルールに従って作成する必要があります。また、法務局では、遺言書の作り方を教えてもらうことはできず、民法のルールに適合しているかどうかを確認してもらうことはできませんし、書式（遺言書の余白の大きさなど）についてもルールが決められていますので、ご注意ください。

(3) 遺言書の作成後は、①遺言者の住所地、②遺言者の本籍地、③遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局に遺言書を預けます。そして、法務局に保管を申請する際は、事前に「申請書」を作成し、法務局に申請の予約をした上で、遺言者本人が、必要書類を準備し、法務局に行って申請します。保管の申請にあたっては、手数料として1通につき3,900円が必要です。

(4) また、遺言者が遺言書の保管を法務局に申請する際、「指定者通知」を希望しておけば、遺言書を保管する法務局において遺言者の死亡が確認できた時、この通知の対象とされた者（相続人、受遺者及び遺言執行者から選択します。）に対し、遺言書が保管されていることが通知されますので、遺言書の存在が知られないまま遺産分割が進んでしまうことを防ぐことができます。

(5) なお、法務局で遺言書の保管が開始された後であっても、遺言者は、遺言書の閲覧をすることができ、また、預けた遺言書を返してもらうこともできますし、遺言書の内容を変更することも可能です。

(6) 以上が遺言書の保管制度の概要ですが、詳細をご説明するには紙面が足りませんので、ご利用を希望される場合には、弊所にご相談いただければと存じます。

# 預貯金債権の払戻し ～遺言がないケース～

弁護士 上杉 将文



## 1 はじめに

ご親族が亡くなられた際、法的な問題として喫緊の課題となるのは預貯金の払戻しです。葬儀等での支出を経た後、次なる支出として「相続税の納付」が待ち受けていることがあります。この納付原資として最初に思い当たるのが預貯金です。とはいっても、実際に相続の場面に遭遇してから「どのような手続を取ればよいのか？」と悩まれる方も少なくありません。

遺言がある場合には比較的容易に払戻しを受けられるのですが、遺言がない場合には払戻しに困難を伴う場面が見受けられるところであり、本稿では遺言が無い場面を前提として、改正民法も踏まえつつ預貯金の払戻しについてご説明します。

## 2 預貯金債権の法的性質と相続人全員の同意

まず預貯金債権の法的性質について説明しますと、かつて、預貯金債権は可分債権として相続により当然分割されるものと理解されていましたが、最高裁大法廷平成28年12月19日決定（判例時報No.2333・68頁）により判例変更がなされ、預貯金債権は相続によって共同相続人の準共有となることが明示されました。

当該決定以降、原則として相続人全員の同意を得ることが払戻しに必要不可欠となり、一部でも相続人から同意を得られない場合には預貯金の払戻しを受けることが極めて困難となりました。

## 3 遺産分割前ににおける預貯金債権の行使

相続人全員から承諾を得ることが困難な場合として、相続人間の関係性が悪化している場合や、相続人の中に意思能力を欠いている者がいる場合等が想定されますが、このような場合に預貯金の払戻しを一切受けることができないとなると不都合が生じます。

これに対応するために民法が改正され、預貯金債権の1/3に相続分を乗じた金額については単独で払戻しができることとされました（民法909条の2）。この単独での払戻請求権は金融機関毎に成立するため、例えば、遺産として預金債権がA銀行に120万

円、B銀行に60万円認められる場合、相続分の1/2を有するXは、A銀行から20万円を、B銀行から10万円を単独で払い戻してもらえることになります。

しかしながら、民法909条の2の払戻請求権には上限が設定されており、その上限額は150万円とされています（民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を定める省令）。

## 4 仮分割仮処分

このような上限のために、相続税の原資として十分な金額の払戻しを受けることができないといった事象が想定され、特に相続人間で紛争が発生している状況では、遺産分割協議が整わないまま相続税の納付期限を迎える場面がしばしば見受けられます。

このような場合に備えて、民法の改正に合わせて家事事件手続法200条3項が追加され、預貯金債権の仮分割仮処分の制度が定めされました。この制度は、①遺産分割調停等が係属しており、②相続財産に属する債務の弁済等により預貯金債権を行使する必要があると認められる場合で、③他の共同相続人の利益を害しない限りにおいて、相続人に預貯金債権を仮に取得させる制度です。

（特に要件③との関係で）原則として相続割合の限度で預貯金債権の仮払いが認められることになりますが、それでも民法909条の2の上限額を上回る払戻しを受けることが期待できることから、相続人間の協議に困難が伴うことが予想される等といった場合には、この仮分割仮処分を企図して早々に調停の申立てを行うことも検討に値します。

## 5 結びに

本稿では遺言が存在しないケースを前提として預貯金の払戻しについてご説明しましたが、具体的にどのような手続を選択して金融機関から払戻しを受けるべきかについては個別具体的な事情に応じて専門的な判断が要求されます。故人を偲ばれた後、いずれは相続手続に踏み込まざるを得ない場面に至るかと思いますが、何らかの特別な対応が必要か否かの判断を含めて、広くご相談をいただけますと幸いです。

# 特別受益・寄与分を主張できる期間

弁護士 柴田 大樹



## 1 はじめに（事例から）

Aは平成24年3月1日に死亡した。妻Bはその前年に死亡しており、相続人は長女Xと長男Yのみであった。Aにはめぼしい財産も見当たらず、XとYは長年何もしていなかったが、令和8年2月1日、不動産業者から、大阪市内の再開発が進んでいるエリアにAが土地を所有していたことを知らされた。2人はこれを受け、土地売却のため遺産分割に着手することになった。

なお、Yは自宅の購入にあたって生前Aから援助を受けたが、Xは特段の援助を受けていない。また、XはAの生前、実家に寄り付かないYに代わって10年以上Aの介護をしてきた。Xは土地売却後の取り分がYと同じであることに納得がいっていない。

## 2 特別受益・寄与分について

民法903条1項は、「共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、（中略）算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。」と規定しています。相続人が被相続人から特別の利益を受けている場合に、相続における取り分を減らすという制度であり、特別受益といわれます。

また、民法904の2第1項は、「共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、（中略）算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。」と規定しています。これは相続人の一部が被相続人に特別の貢献をしてい

た場合に、相続における取り分を増やすという制度であり、寄与分といわれます。

## 3 民法改正による期間制限

特別受益及び寄与分の主張について従前期間制限はありませんでしたが、令和3年の民法改正により、相続開始（被相続人の死亡）後10年以内と定められました（民法904条の3）。もっとも、①相続開始時から10年経過前に、相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき、又は、②相続開始時から始まる10年の期間満了前6か月以内に、遺産の分割を請求することができないやむを得ない事由が相続人についた場合において、その事由が消滅した時から6か月経過前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき、は例外です。また、相続人全員の合意があれば、10年経過後でも特別受益や寄与分を考慮した遺産分割は可能です。

当該主張制限規定は、改正法の施行日（令和5年4月1日）前に開始した相続にも適用されますが、経過措置により、相続開始の時から10年を経過する時又は改正民法施行時から5年を経過する時のみ遅い時までに相続人が家庭裁判所に遺産分割の請求をしたときは、特別受益及び寄与分を主張することができるとしています。

事例ではAの相続開始は平成24年3月1日であり、既に10年以上経過していますが、改正法施行日（令和5年4月1日）から5年後の日まではまだ猶予がありますので、Xはそれまでに遺産分割調停又は遺産分割審判を申し立てれば、Yに対して特別受益及び寄与分を主張できることとなります。

## 4 最後に

相続開始後、長年にわたって放置していると、特別受益や寄与分を主張できなくなる可能性がありますので、今後は早期に遺産分割を進めることができます。

# 父母の離婚後の子の養育に関するルールが変わります

## ～親権等に関する民法等改正のポイント解説～

弁護士 松嶋 依子



令和6年5月17日、父母の離婚後の子の利益を確保することを目的として、民法等の一部改正法（以下、本稿では「改正法」と称します）が成立しました（令和8年5月までに施行予定）。改正法では、子を養育する父母の責務を明確化し、親権等に関するルールが見直されていますが、本稿では特に重要と考えられるポイントを解説します。

### 1 親の責務等に関するルールの明確化

子の養育には、父母双方が適切な方法で関わり責務を果たすことが重要ですが、現行法ではその旨明記されていませんでした。そこで、改正法では、父母には次のような責務があることが明文化されました（改正民法817条の12）。

- ・親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子の人格を尊重してその子を養育しなければならない（子の人格の尊重）
- ・父母は子が自己と同程度の生活を維持できるように扶養しなければならない（子の扶養）
- ・父母は子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない（父母間の人格尊重・協力義務）

また、併せて、親権は権利のみではなく義務としての性質もあることを明確化する趣旨で、改正法では、親権は子の利益のために行使しなければならない旨が明示されました（改正民法818条1項）。

### 2 親権に関するルールの見直し

#### （1）共同親権制度の採用

父母の婚姻中は父母双方が親権者ですが、これまでは、離婚後は父母の一方のみを親権者と定めなければなりませんでした。ただ、子のためには、離婚後も父母双方が適切に子の養育に関わるべきであるという指摘がなされていました。改正法では、離婚後、共同親権の定めをすることも、単独親権の定めをすることも可能となりました（改正民法819条）。

#### （2）離婚時の共同親権・単独親権の決定方法

協議離婚の場合には、父母の協議（話し合い）に

より、親権者を父母双方にするか、一方とするかを定めることになります。父母の協議がまとまらない場合には、裁判所が、父母の双方を親権者とするか、一方を親権者とするかを決めることになります（改正民法819条1項、2項）。

#### （3）裁判所による親権者の決定の仕方（考慮要素）

父母の協議がまとまらない場合、裁判所が離婚後の親権者の判断をすることになりますが、子の利益の観点から、父母と子の関係や、父母の関係その他的一切の事情を考慮しなければならないとされています。そのうえで、裁判所は、共同親権とすると子の利益を害すると認められるときには、必ず単独親権の定めをしなければならず、具体的に以下のようないい事情がある場合とされています（改正民法819条7項）。

- ・父または母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき
- ・父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、親権者の定めについての協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき
- ・すなわち、例えば、子への虐待のおそれがある場合や、父母の一方から他方へDV（殴る等の身体的なものに限られません）のおそれがある等、共同で親権を行なうことが難しい場合等には、裁判所は単独親権の定めをすることになります。

#### （4）父母双方が親権者である場合の親権の行使方法

現行法では、父母の婚姻中は、共同して親権を行うと定められていますが、親権の単独行使が許される範囲が不明確でした。

そこで、改正法では、次のとおり、共同親権下での親権の行使方法に関するルールが明確化されました（改正法824条の2各項）。

- ◎親権は父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは他方が行う。
- ◎次のような場合は、親権の単独行使ができる。

- ・監護教育に関する日常の行為をするとき
- ・子の利益のため急迫の事情があるとき

◎裁判所は、特定の事項について父母の一方を親権行使者と定めることができる（手続の新設）。

#### （5）共同親権下でも一方が親権を行うことができる場合の具体例

ア まず、「監護教育に関する日常の行為」の例は次のとおりです。

##### 《日常の行為に当たる例》（単独行使可）

食事・服装の決定、短期間の観光目的での旅行、心身に重大な影響を与えない医療行為の決定、通常のワクチン接種、習い事、高校生の放課後のアルバイトの許可 等

これらとは逆に、次のようなものは日常の行為にはあたらず、親権の共同行使が必要となります。

##### 《日常の行為に当たらない例》（単独行使不可）

子の転居、進路に影響する進学先の決定（進学せず就職する場合も含む）、心身に重大な影響を与える医療行為の決定 等

イ 次に、「子の利益のため急迫の事情があるとき」の例は次のとおりです。

##### 《子の利益のために急迫の事情があるときの例》（単独行使可）

DVや虐待からの避難（子の転居を含む）、子に緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合、入学試験の結果発表後に入学手続の期限が迫っている場合 等

#### （6）父母の離婚後の子の監護（子と同居して日常の世話や教育を行うこと）に関するルール

改正法では、父母の離婚後の子の監護につき「監護の分掌」の定めができると明示されました（改正民法766条1項）。「監護の分掌」とは、例えば、子の監護を担当する期間を分担すること（平日は母、土日祝日は父 等）、子の教育に関する決定は同居親、その他の重要事項は父母が協議で決める、といった場合を指します。

また、現行法では、子の監護者が定められた場合の親権者と監護者の権利義務の内容を定める規定がありませんが、改正法では、監護者を定めた場合の監護者の権利義務が明確化され、監護者は日常の行為に限らず、子の監護教育、居所・職業の決定を単独で行なうことが可能と明示されました。また、監護者でない親権者は、監護者が子の監護等をすることを妨害してはならず、他方で、監護者による監護等を妨害しない範囲で、子の監護は可能とされました（改正民法824条の3参照）。

### 3 養育費に関する改正

現行法では、養育費の支払に関する取り決めを行っていたとしても、義務者側（支払う方）が養育費の支払を怠ったとき、債権者側（もらう方）が財産の差押を行うためには、公正証書や調停調書、審判書等の「債務名義」が必要でした。今回の改正法では、養育費債権に、「先取特権」という優先権を与えることとし、これにより債権者は「債務名義」がなくても義務者の財産の差し押さえが可能となりました（改正民法306条3号、308条の2）。

また、現行法では、養育費額の取り決めがなければ、養育費の請求ができませんが、改正法では、養育費の取り決めをしていなくても、父母の生活水準に則した養育費の取り決めがされるまでの当面の間、一定の「法定養育費」を請求することが可能となりました（改正民法766条の3）。

### 4 親子交流に関する改正

改正法では、現行法では明記されていなかった、婚姻中の父母の別居時における親子交流の規定が整備され、父母の別居中の親子交流は父母の協議により定めること、協議が成立しない場合は裁判所が定めること等が明記されました（改正民法817条の13参照）。

また、現行法下では、父母以外の親族（祖父母等）と子との交流に関する明文規定はありませんが、改正法では、子の利益のために特に必要があると認めるときは、裁判所は父母以外の親族と交流を実施する旨を定めることができ、また、祖父母等も、一定の要件下では、自ら裁判所に申立てを行うことが可能とされました（改正民法766条の2）。

### 5 財産分与に関するルールの見直し

現行法下では、財産分与（夫婦が婚姻中に共に築いた財産を離婚に伴い分ける制度）の請求期間は、離婚後2年となっていますが、改正法ではその期間が5年に伸長され、また、現行法では明記されていなかった、財産分与を裁判所が決める場合の考慮要素（婚姻中に取得または維持した財産の額、財産の取得または維持についての各自の寄与の程度（原則各2分の1）、婚姻期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各自の年齢、心身の状況、職業、収入）が明示されました（以上、改正民法768条各項）。

また、改正法では、裁判所での財産分与の手続で、裁判所が当事者に財産情報の開示を命じることができる制度が新設されました。





# 後発医薬品と特許

弁護士 戀田 剛



## 1 はじめに

「後発医薬品」、「ジェネリック医薬品」という言葉を、皆さま一度は聞いたことがあると思います。「元々あった特許？の切れた薬」というイメージでしょうか。特許と医薬品とは密接に関連しており、近時、興味深い裁判例も現れていますので、本稿では後発医薬品に関してご紹介します。

## 2 特許と医薬品について

(1) まず、前提となる特許や薬事法制について、ご説明します。特許権は、特許庁に登録されて効力を生じますが、その存続期間は特許出願の日から20年間に限られます（後述するとおり、医薬品は製造販売承認を得るまで販売できません。承認を待っていて費やした「ロスタイム」を回復するための特許延長登録という手続もありますが、本稿では割愛します）。上記の存続期間が終了すれば、少なくとも特許法の観点からは、当該発明は誰が使ってもよい技術となります。

特許権者は、特許の存続期間中は当該発明の実施を独占することができますので、他社が当該発明の技術的範囲にある物の製造や販売等を行っていれば、これを差し止めたり、損害賠償請求することができます。独占禁止法など（その名のとおり）市場の独占を禁止する法律もありますが、特許法は、発明者に市場独占等の保護を特別に与えることで、イノベーションを奨励しているのです。

(2) 医薬品の開発は、特許と密接な関連を有する分野です。というのも新薬の開発は、長年にわたる巨額の研究開発投資を伴う非常にハイリスクなものですが、もし苦労してようやく上市した新薬が、すぐに分析され、他社が類似の医薬品を製造・販売できるとすれば、誰も新薬を開発しなくなってしまいます。

そこで特許の保護により、新薬メーカーに市場独占を一定程度認めることは、投下した研究開発費を回収するために重要な意味があり、新薬開発のインセンティブを与えるものです。

(3) 他方、医薬品は生命・健康に直結するもので、当然ながら、開発できたからといって何でも自由に販売してよい訳ではなく、臨床試験結果等を当局に提出し、その審査を経て、当該医薬品を製造販売することの承認（以下、単に「承認」といいます。）を受けなければ、販売ができません。これは特許法とは別途、薬機法に基づく規制であり、承認を得るにも数年はかかります。

(4) つまり、医薬品市場に新規参入しようとする者は、少なくとも特許法や薬機法の規制を全てクリアして、ようやく初めて市場参入できるようになるのであり、その善し悪しは措くとして、これらの規制が新規事業を始めるためのハードルとなっているといえます。

## 3 後発医薬品vs.新薬の保護について

(1) 前置きが長くなりましたが、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の話はここからです。既に承認を得ている先発医薬品と同じ有効成分を同一量含んでいる等、品質、有効性、安全性が同等であることを示すことができれば、後発医薬品は、独自の臨床試験を行うことなく承認を受けることができます。要するに、先発医薬品と同じ内容であれば、イチから新薬の承認を得るよりも手間がかからず承認を得られる訳で、この面では後発メーカーの市場参入は容易にも思われます。もっとも、実際には、以下のように新薬を保護する作用を持つ様々な実務運用があるため、そもそもいきません。

(2) 例えば、承認された新薬には、「再審査期間」（薬によりますが4～10年間）が設定されています。これは、先発メーカーが世に出した新薬の使用実績を

継続的に調査して、効果や安全性等を報告する義務のある期間ですが、この期間中は、上記(1)のような後発医薬品の承認を受けることができません。これは新薬の安全性等を検証するための制度ですが、実際には、後発医薬品の市場参入が妨げられる結果、新薬の独占的な地位が保護される働きを持ちます。

(3) では、再審査期間を過ぎれば後発医薬品が承認を受けられるかというとそうでもなく、「パテント・リングエージ」という薬事当局の運用があります。これは簡単にいえば、抵触するおそれのある特許が存在する限り、後発医薬品については承認等が受けられず、実際に販売ができないというものです。

すなわち、①先発メーカー（特許権者）が、当局に対し、後発品が特許を侵害する旨の情報提供を行うと、後発メーカーは特許侵害がなく医薬品の安定供給に支障がないこと等を承認申請で示すことができなければ承認が保留され、また、②保険適用となるためには、「薬価」が決まって公表される（これを薬価収載といいます）必要があるところ、特許侵害の懸念がある場合、先発・後発メーカーの間で事前に調整を行わせ、安定供給可能と思われる品目しか薬価収載しない、という2つの運用があります。①についていえば、ある医薬品メーカーがAという薬について承認を受けようとしても、ある特許にAが抵触している（と、先発メーカーが情報提供した）場合には、当局は当該特許侵害がないと判断できないとAについて承認しないということです。ですので、冒頭で述べた「後発医薬品」のイメージは正しいのですが、それは特許だけの問題ではなく、実は薬機法の承認も関わる話なのです。

パテント・リングエージは、「医薬品の安定供給」という観点から、特許侵害のおそれがある製品の流通を防ぐための運用ですが、これも結果として新薬を保護する効果を持つといえます。先発医薬品と同等性のある、典型的なジェネリック医薬品であれば、先発医薬品にかかる特許に抵触している可能性は高いでしょうが、特許侵害しない（と、後発メーカーは考えている）場合であっても、上記の情報提供があれば後発品の承認は阻害されます。そうなると特許侵害があるか否かの判断が非常に重要になりますが、裁判官や特許の専門家ではない当局が判断することになるため、手続的に不透明である等、パテント・リングエージには批判もあります。

## 4 近時の裁判例について

- 後発メーカーと先発メーカーの間では、従前から特許訴訟等で熾烈に争わされてきましたが、近時、パテント・リングエージに関する紛争が生じました。すなわち、ある薬について承認申請を行っている後発メーカーが、先発メーカーに対し、当局に対して行った特許侵害にかかる情報提供（上記①についてのもの）が、後発メーカーの営業上の信用を毀損する「虚偽の事実」の告知にあたるとして、不正競争防止法に基づいて当該行為の差止めを求めました。
- この「虚偽の事実」の告知という不正競争行為にあたる場合とは、競合他社が自らの保有する特許を侵害する製品を販売していると考えて、特許権者が、当該他社ではなくその取引先等に対し、特許侵害の事実を記載した警告書を送りつけたが、その後の裁判では特許侵害が否定されたという場合が典型例です（客観的には特許侵害はなかったことになるため、結果的に、特許権者の行為は取引先等に「虚偽の事実」を告げたことになります）。一見すると、もし先発メーカーによる情報提供が誤っていたとすれば、先発メーカーの情報提供も同様に「虚偽の事実」の告知にあたる余地もあるよう思われますが、結論的に後発メーカーの申立ては認められませんでした。
- 上記のような差止めの申立ては恐らく先例がなく、後発メーカーは承認保留する当局に対し、承認を義務付ける行政訴訟を行うべきであって、そもそも不適法な申立てだという指摘もあります。もっとも、後発メーカーの立場としては、パテント・リングエージの下、先発メーカーの情報提供により、当局の不透明な判断で承認を留保されてしまう状況を開拓するため、「虚偽の事実」の告知という主張を構成して、なんとか特許侵害の当否について司法判断を得ようと試みたものと推測されます。

## 5 最後に

医薬品分野はあくまで一例ですが、知財を活かした事業展開のためには、特許等の知識は勿論のこと、上記のような個別業法やその運用にも配慮する必要があります。弊所では個別業法に関する当局対応等の実績もありますので、新規事業に知財を活用すること等をお考えの方は、是非お気軽にご相談ください。



## 民法改正が与える遺留分の課税上の課題

税理士法人日本経営 税理士 東 圭一



以下は、セミナー参加者の甲からのお問い合わせです。概要は、令和3年1月に父が亡くなり、父の遺言どおりに、相続税の申告を行ったが、妹乙から遺留分を侵害していると言われ、金銭ではなく、現物を交付しようというものです。

### 1. 事業

相続人は、甲(兄)と乙(妹)の2人で、母親は、10年前に他界し、乙が、父親を1年間ほど介護していました。父は、従業員数50名を超える、輸入販売業を営む株式会社丙(非上場会社)の創業者で、数年前に健康上の理由から、甲に代表取締役を譲り、会社経営から引退しました。父が遺した財産は、株式会社丙の本社・倉庫の敷地X・丙株式及び乙の自宅の敷地Y・現金1,000万円でした。

#### 【敷地Xの状況】

所在地 大阪市○○区

地積 400m<sup>2</sup>

地目 宅地

価格 6億円

利用状況 株式会社丙の本社・倉庫の建物の敷地で、地代は固定資産税を賄える程度

#### 【丙株式の状況】

普通株式 発行済株式数の30%相当分  
時価 4,000万円

#### 【敷地Yの状況】

所在地 豊中市○○町

敷地 200m<sup>2</sup>

地目 宅地

価格 5,000万円

利用状況 乙(妹)の自宅の敷地で、地代の収受はない

父は、株式会社丙の経営を継いだ甲に敷地Xと丙株式、乙に敷地Yと現金全部を相続させる遺言を残しました。甲は、当該遺言に沿った内容での相続申告を完了した後、少し経って乙から、自身の相続分が少ないのでないかと電話がありました。そのときの乙の言い分は、父が遺した財産は総額7億円なので、「遺留分」という権利が最低でも1億7,500万円が自身の取り分で

あるというものです。せめて遺留分までは相続したいと言われたそうです。

そのときは、甲は感情的な口論になります。甲は、冷静になります。乙に、父の介護を任せっきりにしてきたのだから、多少の配慮は必要と考え直したそうです。

ここ最近の円安で、株式会社丙の事業の見通しが芳しくなく、自身も手元に余裕がないので、現金で支払うではなく、敷地Xの1億1,500万円に相当する部分を現物で引渡し、将来会社経営に余力が出てきたら、敷地Xを会社で買い取れば良いと考え、乙に相談したそうです。乙も甲の申し出に対し理解をしてくれたので、今回税金について相談をしたとのことでした。

### 2. 相続税の申告について

既に遺言書のとおり申告をしているが、遺留分侵害額請求があったことによって、甲・乙の相続財産に変動があったことになります。甲は、1億1,500万円の相続財産が減少し、代わりに乙は、1億1,500万円の相続財産が増加したことになります。

遺留分侵害額の請求に基づき支払すべき金額の額が確定したことを知った日の翌日から後4ヶ月以内に、甲は更正の請求を行い、乙は修正申告を行う必要があります。

### 3. 遺留分侵害額請求に伴って、現物を給付した場合の課税関係

平成30年の民法改正で、「遺留分減殺請求権」から「遺留分侵害額請求権」に変更されました。これにより従来の物権的権利から債権的権利に変更され、税法の取扱いも変更されました。改正前の民法であれば、敷地Xの所有権を

甲・乙の共有に変更することで良かったのです。しかし、改正後の民法の考え方を貫くと、税法では、敷地Xの内1億1,500万円相当を甲が売却して、現金化した後、その現金を乙に交付し、乙がその現金で、敷地Xの内1億1,500万円相当部分を購入することになります。

このように考えると、甲は、敷地Xのうち1億1,500万円相当部分を売却したことになります。甲は、譲渡所得税の課税が行われることになります。本件では、甲は譲渡所得税として、約2,200万円の負担が必要になると思われました。

### 4. まとめ

遺言の残す場合には、遺留分のことなど念頭において残す必要があります。

今回の相談も父は、会社経営を承継した甲には、会社経営に必要な財産を、乙には、金額的には少ないが、自身の生活に必要な財産を残したと思われます。最近相続申告の相談を受けていると、皆様の権利意識・平等意識が高くなっていると感じています。遺言も残せば良いのではなく、何故このような遺言を残したのか、その気持ちを生前に伝えることも重要なと思います。遺言をされる前には弁護士・税理士などその他専門家に相談することをお勧めします。

今回相談に来られた甲は、もう少し考えるとと言われてセミナー会場を後にされました。事案としては、事実を推測できないように数字などの情報は変えて、読者の皆様にお伝えしております。

日本経営グループ  
税理士法人日本経営  
TEL 06-6868-1192  
【担当: 東 (あずま)】

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、企業再生、不動産活用、M&A、IPO支援 など

# 隣接士業紹介

## 社会保険労務士法人AGE

代表社員 八上 直樹



社会保険労務士法人AGEの代表を務めております、八上と申します。どうぞよろしくお願い致します。

当事務所は2001年1月1日、21世紀の初日に個人事業で開業いたしました。西暦がそのまま事業期間になりますので、わかりやすく良かったと思っております。その後、2020年10月15日に法人に変更致しました。

少し経歴をお話しいたします。大学卒業後食品メーカーに就職しましたが、3年で退職し、社労士を勉強後に合格、資格取得後にすぐに開業いたしました。

開業後に監督署の相談員として3年間勤務し、事務所が多忙になってきたため、監督署を退職し事務所業務に専念する事といたしました。

得意分野は労働法ですが、監督署対応や残業計算など行政判断が主で、司法判断はいまだに勉強中です。

現在は、社労士が私1人で事務員が2名、合計3人で事務所を運営しています。

業務内容としましては、労務相談や従業員の手続業務が主です。相談内容としては、管理監督者、固定残業、パートの有休、うつ病、給与の計算方法、退職勧奨などで、手続業務に関しては、入社・退職の手続、入院時や出産時の手続、労災手続(仕事中のケガ、通勤途中的ケガ)、年金調査・監督署調査の対応、給与計算業務、就業規則などです。

最近特に増えてきた相談業務は精神疾患と育児休業です。精神疾患は対応を間違えると訴訟に発展する可能性があるので注意が必要です。育児休業に関しては、法律がほぼ2年ごとに変更されますので、手続きや従業員の対応の相談が多いです。

事務所の方向性としましては、法律のポイントをお話しし、できる限り簡便に済ませることが多いです。

労働契約も契約の一種で法律上のお話ではあります

が、人の気持ちと生活が絡んでくるのでやっかいな分野ではあると思います。

ご相談を受けた場合には、会社のスタンスや考え方、当事者の従業員の性格や考え方、社風、会社と従業員全体との協力関係などを考慮してお話しするよう努めています。

監督署の相談員をしていた時期のお話ですが、窓口対応も多く、会社側の相談と従業員側の相談が半分ずつ程度でした。

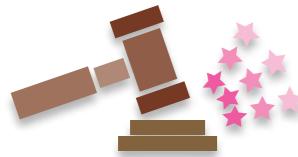
相談を受けていて感じたことは、どちらかが一方的でどうしようもない事案も多々ありますが、ボタンの掛け違いで起こった事案も多く、人間関係は非常に難しいと思いました。日本は法治国家ではありますが、結局のところ人ととのつながりに基づいて社会は動いているのだと思います。

梅ヶ枝中央法律事務所様には、月1回労働法勉強会に参加させていただき、毎回、正確で新鮮な情報を持ち帰らせて頂いております。お金では買えない非常に貴重な時間を頂き、心より感謝しております。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

顧問先様との関係も、会社と従業員との間柄もすべて「縁」と思っています。「縁」を大切に生きていくような人物になりたいと願っています。

### Contact details

〒552-0004  
大阪市港区夕凪2丁目18-7  
DUOKINKIビル3F  
社会保険労務士法人AGE  
代表社員 八上 直樹  
TEL 06-6573-4936



### 運賃の着服等を理由とする懲戒免職処分に伴い退職手当等の全部を支給しないこととした処分が裁量権の範囲を逸脱しないとされた事例

最高裁判所令和7年4月17日第一小法廷判決

弁護士 森田 愛鈴奈



##### (1) 訴訟提起に至るまでの経緯

Xがバス運転手として従事していた京都市交通局では、京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「本条例」といいます。）において、6月以上勤務した職員が退職した場合は退職手当を支給するが、不都合な行為のあった場合は退職手当を支給しないことがある旨が規定されていました。そして、本条例には、退職した者（以下「退職者」といいます。）が懲戒免職処分を受けて退職した者に該当するときは、管理者は、当該退職者に対し、当該退職者が占めていた職の職務及び責任、当該退職者の勤務の状況、当該退職者が行った非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該退職に係る一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分（以下「退職手当支給制限処分」といいます。）を行うことができる旨が規定されていました。

Xは、平成5年4月から、Y（地方公共団体）が運営する自動車運送事業のバスの運転手として勤務しており、乗務中の事故を理由として4件の戒告の処分と2件の注意を受けたほかは、本件に至るまで、一般服務や公金等の取扱いを理由とする懲戒処分を受けたことはありませんでした。

Xは、令和4年2月11日の勤務中、乗客から5人分の運賃（合計1150円）の支払いを受けた際、硬貨を運賃箱に入れさせた上で、千円札1枚を手

で受け取り、その後、これを売上金として処理することなく着服しました（以下「本件着服行為」といいます。）

加えて、Xは、令和4年2月11日、12日、16日及び17日の乗務の際に、乗客のいない停車中のバスの運転席において、合計5回、電子たばこを使用しました（以下「本件喫煙類似行為」といいます。以下、「本件着服行為」及び「本件喫煙類似行為」を併せて「本件非違行為」といいます。）。

そのため、京都市公営企業管理者交通局長（以下「本件管理者」といいます。）は、令和4年3月2日、Xに対して、本件非違行為を理由として、本件懲戒免職処分をしたうえで、一般の退職手当等（1211万4214円）の全部を支給しないこととする処分（以下「本件全部支給制限処分」といいます。）をしました。

そこで、Xは、本件懲戒免職処分及び本件全部支給制限処分が裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものであり違法であるとして、処分の取消請求訴訟を提起しました。

##### (2) 原審

原審は、本件懲戒免職処分は適法であるとしてその取消請求を棄却すべきであると判断しました。その一方で、本件全部支給制限処分については、①Xの職務内容が民間の同種の事業におけるものと異なること、②本件非違行為によって、実際にバスの運行等に支障が生じ、又は公務に対する信頼が害されたとは認められないこと、③本件着服行為による被害金額は1000円にとどまり、被

害弁償もなされていること、④Xの在職期間は29年に及び、一般の退職手当等の額は1211万円余りと高額であったこと、⑤Xには、本件非違行為以外に一般服務や公金等の取扱いに関する非違行為はみられないこと等をしんしゃくすると、本件全部支給制限処分は、本件非違行為の程度及び内容に比して酷に過ぎるものといわざるを得ず、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱したものとして違法であると判断し、本件全部支給制限処分の取消請求を認容しました。

#### 2 判旨

最高裁は、本条例における全部支給制限処分の規定は、懲戒免職処分を受けた退職者の一般の退職手当等について、退職手当支給制限処分をするか否か、これをするとした場合にどの程度支給しないこととするかの判断を管理者の裁量に委ねているものと解され、その判断は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものというべきであるという判断基準を示しました。

そのうえで、最高裁は、

- ① 本件着服行為は、公務の遂行中に職務上取り扱う公金を着服したというものであって、それ自体、重大な非違行為であること
- ② バスの運転手は、乗客から直接運賃を受領し得る立場にある上、通常1人で乗務することから、その職務の性質上運賃の適正な取り扱いが強く要請されており、実際、京都市交通局職員服務規程において、勤務中の私金の所持が禁止されているという状況で、本件着服行為は、Yの自動車運送事業の運営の適正を害するのみならず、同事業に対する信頼を大きく損なうといえること
- ③ 本件喫煙類似行為についても、Xが1週間に間に5回も電子たばこを使用したというのであり、勤務の状況が良好でないことを示す事情として評価されてもやむを得ない行為であること
- ④ 本件非違行為に至った経緯に特段酌むべき事情はなく、Xは、本件非違行為が発覚した後の上司との面談の際にも、当初は本件着服行為を

否認しようとするなど、その態度が誠実なものであったとはいえないことという事情に照らせば、本件着服行為の被害金額が1000円であり被害弁償がされていること、Xが約29年にわたり勤続し、その間、一般服務や公金等の取扱いを理由とする懲戒処分を受けたことがないという事情を斟酌しても、本件全部支給制限処分にかかる本件管理者の判断が、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したもののということはできないと判断しました。

#### 3 解説

本判決においては、Xに退職金を支給するべきであるかという判断が一からされたのではなく、本件全部支給制限処分が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということができるかという判断がされました。そのため、原則としては裁量権の範囲内の判断として広く適法性が肯定され、社会観念上著しく妥当を欠いている場合にのみ、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものとして、違法であると認められることになります。

本判決は、地方公共団体が経営する自動車運送事業のバスの運転手に対する処分についての適法性判断であるため、行政処分の取消訴訟として争われた事案ではありますが、実質的には、公務員であることが重視されたというよりは、業務遂行中に業務に関係して取り扱う金銭を着服したという着服行為及び業務中に禁止されていた電子たばこの使用であって、使用者からのルール遵守の要請が強いにもかかわらず行われたこと、勤務の状況や態度等の事情を考慮すると、損失額が大きくなく、これまでに類似の事例で懲戒処分を受けたことがないことを踏まえても重大な非違行為であるとして、退職金不支給とすることが裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものといえないと判断されたのであると考えます。

そのため、本判決の判断は、公務員ではない一般企業に従事する労働者に対する退職金不支給処分について争われた際の判断にも影響が及ぶ可能性があり、その意味で、実務上重要な意義のある判決であるといえます。

今回は、しばしば見落とされている「甲状腺疾患」を取り上げたいと思います。

「甲状腺」は首の前方、のどほとけのすぐ下にある蝶が羽を広げたような親指2本分くらいの臓器であり、脳下垂体（目の奥にある臓器）の調節を受けながら甲状腺ホルモンを作成・分泌しています。体表面からは触れませんが、病的状態（腫瘍、ホルモン量異常など）で腫脹することがあります。

新陳代謝を促して体に活力を与えるのが、甲状腺ホルモンの役割ですが、多すぎると亢進状態と言って、動悸、手足の震え、食事しているのに体重が減少する、疲れやすい、イライラする、微熱、多汗などの症状が出ます。バセドウ病が代表的で、比較的若い女性に多いですが、高齢になつても起ります。更年期の症状と似ていることもあります。また一般検診では検査しないため、意外と見落とされることが多い疾患です。

反対に、甲状腺ホルモンが不足すると、低下状態として、

寒がり、元気が出ない、徐脈、便秘、カサカサの肌、浮腫みなどの症状がでます。橋本病が代表的で、高齢者女性に多い疾患です。症状は高齢者には多く認められるものなので、高齢者うつ状態などと診断されることがあります。

頸部腫脹が認められた場合には、内科などでエコー検査、血液検査を受けられるとは思いますが、他の病気で内科を定期受診しておられる場合も、一度はかかりつけ医で甲状腺機能検査（甲状腺ホルモンおよび甲状腺刺激ホルモン）をされては如何でしょうか？

元気が出ない、考える気がしない、忘れやすくなつたなど、うつ状態、認知症を心配で受診された高齢患者さんの中に、甲状腺機能低下症が認められ、甲状腺ホルモン投与で改善された患者さんが少なからずおられます。高齢者の方（とくに女性）では、一度は甲状腺機能血液検査を受けられることをお勧めします。



## 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所

□ 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号  
〒530-0047 梅田プラザビル4階  
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074

□ 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号  
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302  
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738

□ 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路上る鶴鉾町480番地  
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室  
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374  
e-mail : office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めています。今後、本誌の配達を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかにご対応をさせて頂きます。宜しくお願ひ申し上げます。

題字：藤尾 政弘  
表紙写真撮影者：森本 雅巳  
表紙写真撮影場所：葛城山系

山田 康男 t-yamada@umegae.gr.jp	渡邊 雅文 m-watanabe@umegae.gr.jp	林 醇 a-hayashi@umegae.gr.jp
森 浩史 h-mori@umegae.gr.jp	大東 恭治 ohigashi@umegae.gr.jp	中世古裕之 h-nakaseko@umegae.gr.jp
二宮 誠行 ninomiya@umegae.gr.jp	西村 勇作 nisimura@umegae.gr.jp	増田 広充 masuda@umegae.gr.jp
三好 吉安 miyoshi@umegae.gr.jp	細川 敬章 hosokawa@umegae.gr.jp	大森 剛 omori@umegae.gr.jp
河合 順子 j-kawai@umegae.gr.jp	越知 覚子 ochi@umegae.gr.jp	松尾 友寛 matsuo@umegae.gr.jp
松嶋 依子 matsushima@umegae.gr.jp	林 友宏 hayashi@umegae.gr.jp	氏家真紀子 ujii@umegae.gr.jp
犬飼 一博 inukai@umegae.gr.jp	岩田 和久 iwata@umegae.gr.jp	渡部真樹子 watanabe@umegae.gr.jp
森 瑛史 mori@umegae.gr.jp	上杉 将文 uesugi@umegae.gr.jp	甲斐 一真 kai@umegae.gr.jp
日下部太一 kusakabe@umegae.gr.jp	戀田 剛 koida@umegae.gr.jp	松久 僚成 matsuhisa@umegae.gr.jp
柴田 大樹 shibata@umegae.gr.jp	才木 晴幹 saiki@umegae.gr.jp	久井 大輝 hisai@umegae.gr.jp
深谷 祐 fukaya@umegae.gr.jp	森田 啓正 morita@umegae.gr.jp	森田愛鈴奈 e-morita@umegae.gr.jp
弥永 隼典 yanaga@umegae.gr.jp		

## 未来をひらく きずな育英基金

TEL 06-6364-2802 <https://kizuna-ikuei.or.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 公益財団法人 きずな育英基金

### 振込口座

□ 三菱UFJ銀行	大阪中央支店	普通預金 0175756	財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいききん
□ 池田泉州銀行	堂島支店	普通預金 106036	財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいききん
□ ゆうちょ銀行	四一八支店	普通預金 4878695	財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいききん